

NISA（少額投資非課税制度）の手続に関するQ & A

平成 28 年 7 月

国税庁

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下「NISA（少額投資非課税制度）」といいます。）が創設され、平成 26 年 1 月 1 日から開始されています。

なお、平成 28 年度の税制改正において、平成 30 年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書については、当該申請書を提出する際の、「基準日における国内の住所を証する書類」の添付が不要とされたほか、平成 30 年以後の勘定設定期間が平成 30 年から平成 35 年までの 6 年間（改正前は平成 30 年から平成 33 年までの 4 年間及び平成 34 年から平成 35 年までの 2 年間）に変更されました。

この Q & A は、NISA（少額投資非課税制度）の利用に当たり、非課税口座を開設する際の手続を中心に Q & A 形式で取りまとめたものです。

（注） 1 この Q & A の内容は、平成 28 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

2 ジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の具体的な内容については「ジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の手続に関する Q & A」をご覧ください。

《目次》

《制度の概要》

- （Q 1）NISA（少額投資非課税制度）とはどのような制度ですか。…………… 1
- （Q 2）NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座では、どのような商品が購入できますか。…………… 2
- （Q 3）非課税口座で保有する上場株式等の配当等について、非課税の適用を受けるためには何か手続が必要ですか。…………… 2
- （Q 4）現在、特定口座や一般口座で保有している上場株式等を非課税口座に移管して非課税措置の適用を受けることができますか。…………… 2
- （Q 5）NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座で発生した譲渡損失と、特定口座や一般口座で発生した譲渡益との損益通算や、その損失の繰越控除はできますか。…………… 3
- （Q 6）NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、投資額が年間 120 万円までとのことですが、例えば、年間 100 万円までしか上場株式等を購入しなかった場合、残りの 20 万円を翌年に繰り越して使用することができますか。…………… 3
- （Q 7）非課税期間（最長 5 年間）が終了した場合には、どのような取扱いとなりますか。…………… 3
- （Q 8）非課税期間（最長 5 年間）が終了する非課税管理勘定に受け入れている上場株式等を、別の金融機関に開設した非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定に移管することはできますか。…………… 3

《非課税口座の開設》

（非課税口座開設手続）

- （Q 9）NISA（少額投資非課税制度）を利用するには、どのような手続が必要ですか。…………… 4
- （Q 10）現在の勘定設定期間（平成 26 年から平成 29 年まで）が終了した後、平成 30 年以後についても、引き続き、NISA（少額投資非課税制度）を利用するには、改めて手続が必要ですか。…………… 4
- （Q 11）NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、複数の金融機関で開設することはできないのですか。…………… 5
- （Q 12）複数の金融機関へ申込みを行った場合、どの金融機関で非課税口座が開設されるのですか。…………… 5

(Q13) 複数の金融機関にNISA（少額投資非課税制度）の非課税口座開設の申込みをしてしまいましたが、どうすればよろしいですか。..... 6

(Q14) 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」が送られてきましたが、どうすればよろしいですか。 6

(基準日における国内の住所を証する書類)

(Q15) 「基準日における国内の住所を証する書類」とは、どのような書類ですか。 6

(Q16) 個人番号等を金融機関に告知する場合でも、基準日における国内の住所を証する書類の提出は必要なのですか。 7

(Q17) 「広域交付住民票（の写し）」を「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することはできますか。 7

(Q18) 例えば、平成27年1月20日に転居した場合、「基準日における国内の住所を証する書類」としては現住所の住民票の写しでもよろしいですか。 7

(Q19) NISA（少額投資非課税制度）の申込みを家族分まとめて行う場合は、「基準日における国内の住所を証する書類」は1通でよろしいですか。 8

(Q20) 「戸籍の附票の写し」には生年月日が記載されていない場合がありますが、「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することは可能ですか。 8

(非課税口座の開設期間)

(Q21) NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、通常、金融機関に申込みをしてからどのくらいの期間で開設されますか。 8

《金融機関の変更》

(Q22) 金融機関を変更するには、どのような手続を行えばよいのですか。 9

(Q23) 金融機関を変更する場合、変更前の金融機関の非課税口座に受け入れている上場株式等を変更後の金融機関の非課税口座に移す（移管する）ことはできますか。 9

《非課税口座の廃止・再開設》

(Q24) NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座を開設した後、非課税口座を廃止する場合にはどのような手続が必要になりますか。 9

(Q25) 廃止した非課税口座を他の金融機関に開設したい場合は、どのような手続を行えばよいのですか。 ... 10

(Q26) 平成26年中に非課税口座を廃止した場合であっても、非課税口座を再開設することができますか。 ... 10

《非課税口座の開設者が出国した場合》

(Q27) 2年間の海外勤務のため出国することになりましたが、NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座はそのまま存続できるのでしょうか。 10

(Q28) 出国後に、海外勤務を終えて帰国した際に、再度、非課税口座を開設するにはどのような手続を行えばよいですか。 11

《非課税口座の開設者が亡くなった場合》

(Q29) 非課税口座の開設者が亡くなった場合には、どのような手続が必要ですか。 11

《その他》

(Q30) 非課税口座内の取引について確定申告をする必要はありますか。 11

《制度の概要》

(Q1) NISA (少額投資非課税制度) とはどのような制度ですか。

(A)

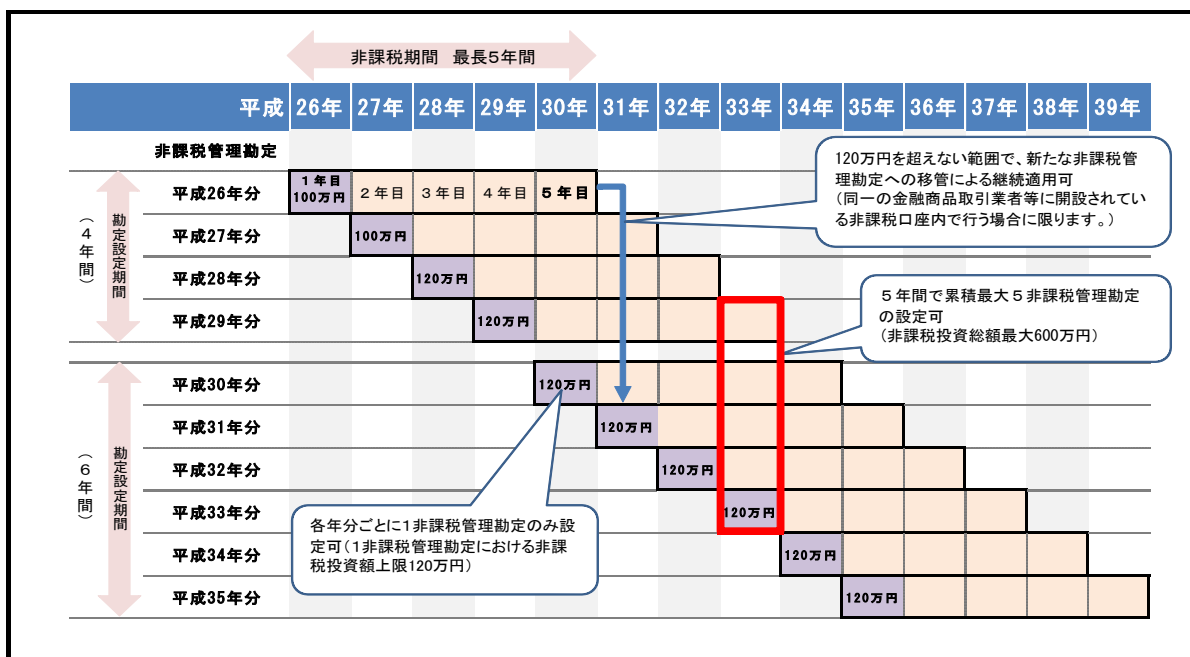
NISA (少額投資非課税制度) は、20 歳以上 (口座開設の年の 1 月 1 日現在) の居住者等 (居住者又は恒久的施設を有する非居住者) を対象として、平成 26 年から平成 35 年までの間に、非課税口座で取得した上場株式等 (投資額は年間 120 万円 (平成 26 年分、27 年分は 100 万円) が上限) について、その配当等^(注1) やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から最長 5 年間非課税 (非課税期間) とされる制度です^(注2)。

(注) 1 非課税とされるのは非課税口座を開設する金融機関を経由して交付される配当等に限られていますので、上場株式等の発行者から直接交付される配当等は課税扱いとなります。

2 非課税口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。したがって、その上場株式等を売却したことにより生じた損失について、特定口座や一般口座で保有する上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益との損益通算や、繰越控除をすることはできません。

【制度の概要】

非 課 税 対 象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開 設 者 (対 象 者)	口座開設の年の 1 月 1 日において 20 歳以上の居住者等
口 座 開 設 可 能 期 間	平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 10 年間
金 融 商 品 取 引 業 者 等 の 変 更	一定の手続の下で、1 非課税管理勘定 (各年分) ごとに変更可
非 課 税 投 資 額	1 非課税管理勘定における投資額 (①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額) は 120 万円を上限 (未使用枠は翌年以後繰越不可)
保 有 期 間	最長 5 年間、途中売却可 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
非 課 税 投 資 総 額	最大 600 万円 (120 万円 (平成 27 年分以前は 100 万円) × 5 年間)



(Q2) NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座では、どのような商品が購入できますか。

(A)

NISA（少額投資非課税制度）の対象となる主なものは次に掲げるものになります。

なお、金融機関によって、取扱いができる商品に違いがありますので、詳細は非課税口座を開設しようとする金融機関にご確認ください。

- ① 株式、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権、特定受益証券発行信託の受益権及び新株予約権付社債のうち、国内外の金融商品取引所に上場されているもの
- ② 公社債投資信託以外の公募証券投資信託（いわゆる株式投資信託）の受益権
- ③ 特定投資法人の投資口

(注) 非課税口座に特定公社債（国債、地方債、外国国債、公募公社債等）及び公募公社債投資信託の受益権等を受け入れることはできません。

(Q3) 非課税口座で保有する上場株式等の配当等について、非課税の適用を受けるためには何か手続が必要ですか。

(A)

非課税口座で保有する上場株式の配当、ETF（上場投資信託）・REIT（不動産投資信託）の収益の分配について、非課税の適用を受けるためには、配当等の受取方法として、株式数比例配分方式を選択している必要があります。株式数比例配分方式を選択するために必要な手続については各金融機関にご確認ください。

なお、非課税口座で保有する株式投資信託の収益の分配については、非課税の適用を受けるために上記のような手続は必要ありません。

(注) NISA（少額投資非課税制度）による非課税の対象となる配当等は、非課税口座を開設する金融機関（支払の取扱者）を経由して交付される配当等に限られていますので、上場株式等の発行者から直接投資者に交付される配当等は課税扱いとなります。

なお、金融機関を経由して交付を受けるためには、実務上、株式数比例配分方式を選択することが求められています。

(Q4) 現在、特定口座や一般口座で保有している上場株式等を非課税口座に移管して非課税措置の適用を受けることができますか。

(A)

特定口座や一般口座で保有している上場株式等を非課税口座に移管することはできません。

(Q5) NISA(少額投資非課税制度)の非課税口座で発生した譲渡損失と、特定口座や一般口座で発生した譲渡益との損益通算や、その損失の繰越控除はできますか。

(A)

非課税口座に受け入れた上場株式等を売却した際に、譲渡損失が生じた場合において、その譲渡損失についてはなかったものとみなされるため、他の特定口座や一般口座での譲渡益と損益通算をすることや、繰越控除をすることはできません。

(Q6) NISA(少額投資非課税制度)の非課税口座は、投資額が年間120万円までとのことですが、例えば、年間100万円までしか上場株式等を購入しなかった場合、残りの20万円を翌年に繰り越して使用することができますか。

(A)

その年の未使用枠(ご質問の場合は20万円)を翌年に繰り越して使用することはできません。
また、非課税口座に受け入れた上場株式等を売却した後、売却部分の枠を再利用することもできません。

(Q7) 非課税期間(最長5年間)が終了した場合には、どのような取扱いとなりますか。

(A)

非課税口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が終了した場合には、①同一の非課税口座内の新たな非課税管理勘定に移管(移管時の時価120万円まで)するか、②特定口座や一般口座に移管^(注)することができます。

(注) 非課税期間(最長5年間)の終了時に②を選択した場合、その非課税期間が経過した日に、その日の終値に相当する金額によりその上場株式等を売却したものとみなされます(その譲渡益については非課税の適用があり、譲渡損失についてはなかったものとみなされます。)

また、その上場株式等は、その非課税期間が経過した日に、その日の終値に相当する金額で取得したものととして、特定口座や一般口座に移管されます。

(Q8) 非課税期間(最長5年間)が終了する非課税管理勘定に受け入れている上場株式等を、別の金融機関に開設した非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定に移管することはできますか。

(A)

非課税期間が終了する非課税管理勘定に受け入れている上場株式等を別の金融機関に開設した非課税口座内において新たに設定される非課税管理勘定に移管することはできません(同一の非課税口座内でのみ移管することができます。)

《非課税口座の開設》

（非課税口座開設手続）

（Q9）NISA（少額投資非課税制度）を利用するには、どのような手続が必要ですか。

（A）

NISA（少額投資非課税制度）を利用するには、一般的には、非課税口座を開設しようとする金融機関に、「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」と「基準日における国内の住所を証する書類」^{（注2）}を提出して、非課税口座開設の申込みを行う必要があります。

（注）1 平成28年1月からは、非課税口座開設の申込みをする際に、金融機関に個人番号等を告知する必要があります。

個人番号等の告知は、個人番号カードを提示する、又は、通知カード等と身分証明書（運転免許証等）を提示する等の方法により行います。

なお、非課税口座を開設しようとする金融機関に対して、個人番号を既に告知している場合には、非課税口座を開設する際の個人番号の告知が不要となる場合がありますので、開設しようとする金融機関にご確認ください。

2 平成30年以後の勘定設定期間について非課税口座開設の申込みを行う場合には、「基準日における国内の住所を証する書類」を提出する必要はありません。

3 非課税口座に設けられる非課税管理勘定は原則として、各年分1人1非課税管理勘定とされているので、複数の金融機関に申込みされることのないようご注意ください。

なお、非課税口座開設後に非課税管理勘定を設けようとする金融機関を変更することにより、複数の金融機関で非課税口座を開設することができます（Q22参照）。ただし、同一年分の非課税管理勘定を複数の金融機関で設定することはできません。

（Q10）現在の勘定設定期間（平成26年から平成29年まで）が終了した後、平成30年以後についても、引き続き、NISA（少額投資非課税制度）を利用するには、改めて手続が必要ですか。

（A）

平成30年以後についてもNISA（少額投資非課税制度）を利用するためには、平成29年以前に非課税口座を開設している場合であっても、改めて、非課税管理勘定を設定しようとする金融機関に対して、「非課税適用確認書の交付申請書」の提出をする必要があります^{（注1）}。

ただし、平成30年以後に非課税管理勘定を設定しようとする金融機関に、平成29年10月1日において、①平成29年分の非課税管理勘定が設定された非課税口座を開設しており、かつ、②個人番号を既に告知している場合には、同日に当該金融機関に対して平成30年から平成35年までの勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなす（以下「みなし提出」といいます。）こととされていますので、この場合においては、特段の手続なく、平成30年以後についてもNISA（少額投資非課税制度）を利用することができます^{（注2）}。

(注) 1 非課税管理勘定を設定しようとする金融機関が、平成 29 年以前に非課税口座を開設している金融機関と異なる場合には、「非課税適用確認書の交付申請書」のほか、「非課税口座開設届出書」の提出も必要となります。

2 平成 30 年以後は他の金融機関において非課税口座の開設を予定している場合など、みなし提出を希望しない場合には、非課税口座を開設している金融機関に対して、平成 29 年 9 月 30 日までにみなし提出を希望しない旨等を記載した書類の提出をする必要があります。

(Q11) N I S A (少額投資非課税制度) の非課税口座は、複数の金融機関で開設することはできないのですか。

(A)

平成 26 年以前は、N I S A (少額投資非課税制度) の非課税口座は、勘定設定期間^(注)ごとに、1 人につき 1 つの金融機関でしか申込み・開設することができず、同じ勘定設定期間内に他の金融機関に変更することもできないこととされていました。

ただし、平成 27 年 1 月からは、同じ勘定設定期間内であっても、一定の要件に該当する場合には、一定の手続の下 (Q22 参照) 非課税管理勘定を設定する金融機関を変更することが可能となっています。

なお、同一年分の非課税管理勘定を複数の金融機関で設定することはできませんので、ご注意ください。

(注) 勘定設定期間とは、非課税口座内に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間のことをいい、法令上、次のとおり定められています。

勘定設定期間	基準日
① 平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで (4 年間)	平成 25 年 1 月 1 日
② 平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで (6 年間)	—

(Q12) 複数の金融機関へ申込みを行った場合、どの金融機関で非課税口座が開設されるのですか。

(A)

複数の金融機関へ非課税口座開設の申込みを行った場合、それぞれの金融機関から税務署に対して非課税適用確認書の交付申請の手続が行われることとなりますが、税務署では、これらの金融機関のうち最初に交付申請の手続を行った金融機関 (申込みの情報を税務署に提供した時が最も早い金融機関) に「非課税適用確認書」を送付し、その他の金融機関には、「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」を送付することとなります。

金融機関においては、税務署から交付された「非課税適用確認書」の提出を受けて非課税口座を開設することとなりますので、複数の金融機関に非課税口座開設の申込みを行った場合、結果として、開設を希望する金融機関以外の金融機関に非課税口座が開設される場合もありますので、複数の金融機関に非課税口座開設の申込みを行うことのないようご注意ください。

（Q13）複数の金融機関にNISA（少額投資非課税制度）の非課税口座開設の申込みをしてしまいましたが、どうすればよろしいですか。

（A）

複数の金融機関に非課税口座開設を申し込んでしまった場合、その申込みの情報を税務署に提供した時が最も早い金融機関において非課税口座が開設（Q12 参照）されることとなりますので、口座が開設されるまで（Q21 参照）に、速やかに、開設を希望する金融機関を一つ選んでいただくとともに、他の金融機関に対しては、NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座の開設申込みの取消しをお申出ください。

なお、非課税口座開設の申込みの取消しを申し出た金融機関に対して、「非課税適用確認書」が交付された場合には、その金融機関から「非課税適用確認書」を受領し、非課税口座を開きたい金融機関に提出してください。

また、金融機関で非課税口座が開設された後は、他の金融機関で非課税口座の開設を希望したい場合であっても、既に開設された非課税口座の開設を取り消すことはできません。

（Q14）「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」が送られてきましたが、どうすればよろしいですか。

（A）

「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、複数の金融機関に非課税口座開設の申込みをした場合に、非課税口座を開設し、非課税管理勘定を設定することができない金融機関に対してその旨を税務署から通知するものです。

通知書受領後は、特段の手続は不要ですが、NISA（少額投資非課税制度）の非課税口座は、原則、複数の金融機関において開設できないこととされていますので、複数の金融機関に非課税口座開設の申込みを行うことのないようご注意ください。

（基準日における国内の住所を証する書類）

（Q15）「基準日における国内の住所を証する書類」とは、どのような書類ですか。

（A）

「基準日における国内の住所を証する書類」とは、基準日における国内の住所の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けたもので、金融機関に提出する日前6か月以内に作成された次に掲げる書類をいいます。

- ① 住民票の写し
- ② 住民票の除票の写し
- ③ 住民票の記載事項証明書
- ④ 戸籍の附票の写し
- ⑤ 戸籍の附票の除票の写し

(Q16) 個人番号等を金融機関に告知する場合でも、基準日における国内の住所を証する書類の提出は必要なのですか。

(A)

NISA（少額投資非課税制度）の平成 29 年以前の勘定設定期間について非課税口座開設の申込みを行う場合には、個人番号等の金融機関への告知の他に、基準日における国内の住所を証する書類も必要とされています。

(注) ジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の未成年者口座開設の申込みを行う場合は、基準日における国内の住所を証する書類の提出は不要とされていますが、NISA（少額投資非課税制度）の平成 29 年以前の勘定設定期間について非課税口座開設の申込みを行う場合は、当該書類の提出が必要（平成 30 年以後の勘定設定期間について非課税口座開設の申込みを行う場合は、当該書類の提出は不要）とされています。

(Q17) 「広域交付住民票（の写し）」を「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することはできますか。

(A)

「基準日における国内の住所を証する書類」には、基準日における国内の住所の所在地を管轄する市区町村の長から交付を受けた住民票の写しが含まれます（Q15 参照）。

また、その住民票の写しには、基準日における国内の住所の所在地を管轄する市区町村の長以外の市区町村の長から交付を受けた住民票の写し（いわゆる「広域交付住民票（の写し）」）が含まれますので、「広域交付住民票（の写し）」を「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することはできます^(注)。

なお、「広域交付住民票（の写し）」について、詳しくは、「広域交付住民票（の写し）」の交付を受けようとする市区町村にご確認ください。

(注) 「広域交付住民票（の写し）」には、同一市区町村内での住所変更の履歴は記載されません。基準日の翌日以後に同一市区町村内で住所を変更された場合（例えば、基準日である平成 25 年 1 月 1 日に東京都千代田区内に住所のあった方が、平成 27 年 1 月 20 日に東京都千代田区内の別の場所に転居した場合等）には、「広域交付住民票（の写し）」では基準日現在に住所があったことの証明にはならないため、「広域交付住民票（の写し）」を「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することはできませんので、住所の所在地を管轄する市区町村の長から基準日現在の住所が記載された住民票の写しの交付を受けてください。

(Q18) 例えば、平成 27 年 1 月 20 日に転居した場合、「基準日における国内の住所を証する書類」としては現住所の住民票の写しでもよろしいですか。

(A)

現住所の住民票の写しでは、転居前の住所及び転入日は確認することはできますが、基準日である平成 25 年 1 月 1 日現在に住所があったことの証明にはなりませんので、転入元の住民票

の除票の写しが必要になります。

(Q19) N I S A (少額投資非課税制度)の申込みを家族分まとめて行う場合は、「基準日における国内の住所を証する書類」は1通でよろしいですか。

(A)

N I S A (少額投資非課税制度)における非課税口座の開設については、基本的には、申請者一人一人がそれぞれ手続をする必要があり、「基準日における国内の住所を証する書類」も申請者ごとに金融機関へ提出していただく必要があります。

なお、同一の世帯分のご家族の申請手続を、同一の金融機関の同一の営業所に同時に行う場合において、提出される「基準日における国内の住所を証する書類」により、同一世帯に属する申請者全員分の基準日における国内の住所の証明が可能である場合は、原本は1通のみで、他の申請者分は写しを作成して提出しても差し支えありません。

(Q20)「戸籍の附票の写し」には生年月日が記載されていない場合がありますが、「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することは可能ですか。

(A)

「戸籍の附票の写し」を「基準日における国内の住所を証する書類」として提出することは可能です。

なお、当該書類を提出する際には、「基準日における国内の住所を証する書類」とは別に、申請者ご本人であることが確認できる書類（住民票の写しや運転免許証等の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類）を金融機関に提示する必要があります。

(非課税口座の開設期間)

(Q21) N I S A (少額投資非課税制度)の非課税口座は、通常、金融機関に申込みをしてからどのくらいの期間で開設されますか。

(A)

非課税口座を開設するには、税務署から交付される「非課税適用確認書」が必要となりますが、この「非課税適用確認書」は申込みされた金融機関が、その申込みの情報を税務署にデータ提供してから、約1～2週間後に非課税適用確認書の交付の有無がデータで金融機関に提供されます^(注)。

なお、非課税口座開設の申込みを受けた金融機関において、申込みを受けてから税務署にその申込みの情報を提供するまでに一定の処理期間を要するものと思われますので、申込みをされてからどの程度の期間で口座開設されるかは、申込みをされる金融機関にご確認ください。

(注) 「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付の有無がデータで提供された後に金融機関に別途送付されます。

《金融機関の変更》

(Q22) 金融機関を変更するには、どのような手続を行えばよいのですか。

(A)

非課税口座を開設している金融機関に、「金融商品取引業者等変更届出書」を提出していただくと、その金融機関から「非課税管理勘定廃止通知書」が交付されますので、新たに非課税口座を開設して非課税管理勘定を設けようとする金融機関に、「非課税口座開設届出書」とその「非課税管理勘定廃止通知書」を提出することにより、それらの書類を提出した金融機関に非課税口座を開設することができます。

(注) 1 金融機関の変更手続は、平成 27 年 1 月 1 日から可能となりました。

2 金融商品取引業者等変更届出書は、他の金融機関の非課税口座に非課税管理勘定を設けようとする年の前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日の間に提出する必要があります。

(Q23) 金融機関を変更する場合、変更前の金融機関の非課税口座に受け入れている上場株式等を変更後の金融機関の非課税口座に移す（移管する）ことはできますか。

(A)

変更前の金融機関の非課税口座に受け入れている上場株式等を、変更後の金融機関の非課税口座に移す（移管する）ことはできません。

《非課税口座の廃止・再開設》

(Q24) N I S A（少額投資非課税制度）の非課税口座を開設した後、非課税口座を廃止する場合にはどのような手続が必要になりますか。

(A)

N I S A（少額投資非課税制度）の非課税口座を廃止する場合には、非課税口座を開設している金融機関に、「非課税口座廃止届出書」を提出することになります。

なお、平成 27 年 1 月 1 日以後は、一定の手続の下、同一の勘定設定期間内において、廃止した非課税口座を再度開設（又は他の金融機関に開設）することができることになりました。

(注) 1 廃止した非課税口座に受け入れていた上場株式等は、非課税口座から払い出され、特定口座や一般口座に移管されます。その際、非課税口座が廃止された時に、その日の終値に相当する金額でその上場株式等を売却したものとみなされます（その譲渡益については非課税の適用があり、譲渡損失についてはなかったものとみなされます。）。

2 非課税口座の廃止後に支払を受ける配当等や廃止後に行った売却による所得については、非課税の適用を受けることはできません。

（Q25）廃止した非課税口座を他の金融機関に開設したい場合は、どのような手続を行えばよいのですか。

（A）

非課税口座を廃止する際に、金融機関に「非課税口座廃止届出書」を提出することにより、その金融機関から「非課税口座廃止通知書」が交付されますので、新たに非課税口座を開設しようとする金融機関に、「非課税口座開設届出書」とその「非課税口座廃止通知書」を提出して非課税口座の開設を依頼することになります。

（注） 1 この非課税口座廃止通知書の交付手続は、平成 27 年 1 月 1 日から適用されています。

2 非課税口座廃止届出書を提出しても、一定の場合は、非課税口座廃止通知書が交付されないことがありますのでご留意願います。

（Q26）平成 26 年中に非課税口座を廃止した場合であっても、非課税口座を再開設することができますか。

（A）

平成 26 年中に非課税口座を廃止した場合には、その廃止した非課税口座を開設していた金融機関に「非課税口座廃止通知書交付申請書」を提出することにより、その金融機関から「非課税口座廃止通知書」が交付されますので、新たに非課税口座を開設しようとする金融機関に、「非課税口座開設届出書」とその「非課税口座廃止通知書」を提出して、非課税口座の開設を依頼することになります。

（注） この「非課税口座廃止通知書交付申請書」の提出は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に、一回に限り、行うことができます。

《非課税口座の開設者が出国した場合》

（Q27）2 年間の海外勤務のため出国することになりましたが、N I S A（少額投資非課税制度）の非課税口座はそのまま存続できるのでしょうか。

（A）

出国により、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合には、出国の日の前日までに非課税口座を開設している金融機関に「出国届出書」を提出しなければなりません。

なお、出国したときは、非課税口座は出国の時に廃止されることとなります^{（注1）}。

また、平成 27 年 1 月 1 日以後は、一定の手続の下、海外勤務を終えて帰国した際に、同一の勘定設定期間内において、再び非課税口座を開設することができることになりました^{（注2）}。

（注） 1 出国により非課税口座が廃止された場合、その非課税口座に受け入れていた上場株式等は非課税口座から払い出されます。

2 廃止された非課税口座から一般口座等に移管された上場株式等を、帰国後に開設する非課税口座に移すことはできません。

(Q28) 出国後に、海外勤務を終えて帰国した際に、再度、非課税口座を開設するにはどのような手続を行えばよいですか。

(A)

出国の際に、金融機関に「出国届出書」を提出していただくと、その金融機関から「非課税口座廃止通知書」が交付されますので、出国している間、その「非課税口座廃止通知書」を保管しておいていただき、帰国後において、新たに非課税口座を開設しようとする金融機関に、「非課税口座開設届出書」とその「非課税口座廃止通知書」を提出して、非課税口座の開設を依頼することになります。

また、平成 26 年中に出国した場合は、Q26 と同じ手続を行うことにより、再度、非課税口座が開設されることになります。

(注) 1 非課税口座廃止通知書の交付手続は、平成 27 年 1 月 1 日から適用されています。

2 出国届出書を提出しても、一定の場合は、非課税口座廃止通知書が交付されないことがありますのでご留意願います。

《非課税口座の開設者が亡くなった場合》

(Q29) 非課税口座の開設者が亡くなった場合には、どのような手続が必要ですか。

(A)

非課税口座を開設している方が亡くなられたときは、その亡くなられた方の相続人は、亡くなったことを知った日以後遅滞なく、「非課税口座開設者死亡届出書」をその非課税口座が開設されている金融機関に提出しなければなりません。

なお、その非課税口座の開設者が亡くなられた日以後、その非課税口座で支払われるべき配当等がある場合には、その配当等については、NISA（少額投資非課税制度）による非課税の適用はありません。

(注) 1 非課税口座を開設している方が亡くなられた場合は、非課税口座に受け入れていた上場株式等は非課税口座から払い出されます。その際、非課税口座の開設者が亡くなった時に、その日の終値に相当する金額によりその上場株式等を売却したものとみなされます（その譲渡益については非課税の適用があり、譲渡損失についてはなかったものとみなされます。）。

2 相続人が取得した亡くなられた方の非課税口座に受け入れられていた上場株式等は、非課税口座の開設者が亡くなった時に、亡くなった日の終値に相当する金額で相続人が取得したものとして、相続人の特定口座や一般口座に移管されます。

《その他》

(Q30) 非課税口座内の取引について確定申告をする必要はありますか。

(A)

非課税口座内において受け入れた上場株式等に係る配当等及び譲渡益については非課税となるため、確定申告の必要はありません。

なお、非課税口座内に受け入れられている上場株式等の譲渡により生じた譲渡損失はないものとみなされますので、他の特定口座等で生じた譲渡益と損益通算をすることや、繰越控除をすることもできません。